

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度第1回弘前市子ども・子育て会議
開 催 年 月 日	平成28年 2月24日 (水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	14時00分 から 16時00分まで
開 催 場 所	弘前市役所 本館2階 特別会議室
議 長 等 の 氏 名	佐藤 三三
出 席 者	佐藤 三三 会長 黒滝 明人 副会長 藤田 俊彦 委員 鈴木 鉦一郎 委員 井澤 優子 委員 笹森 麻野 委員 前田 英規 委員 宮野 良子 委員 外川 きさ 委員 小田切 愛乃 委員
欠 席 者	竹村 陽華 委員 健康福祉部長 福田 剛志 委員 教育部長 柴田 幸博 委員
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	子育て支援課 健康福祉部理事 竹内 守康 課 長 菅野 昌子 課長補佐 石田 剛 児童育成係長 間山 博樹 総括主査 清野 悟 主査 長内 恒明
会 議 の 議 題	(1) 弘前市子ども・子育て会議の役割について (2) 今後のスケジュールについて (3) 弘前市子ども・子育て支援事業計画の主な実施状況について (4) 利用定員について
会 議 結 果	各議題について委員から意見を伺うとともに審議した。 →事務局案で委員の了承を得る。
会 議 資 料 の 名 称	資料1 弘前市子ども・子育て会議の役割について 資料2 弘前市子ども・子育て会議の今後の審議スケジュールについて 資料3 弘前市子ども・子育て支援事業計画の主な実施状況について 資料4 利用定員について

会 議 内 容

(発 言 者 、
発 言 内 容 、
審 議 経 過 、
結 論 等)

- 1 辞令交付式
- 2 開会
- 3 市長挨拶
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 案件
- 6 閉会

案件 1 弘前市子ども・子育て会議の役割について

事務局より資料1に沿って説明。

【議長】

今般、初めて委員になる方もいらっしゃると思うが、ご不明な点や疑問点について、ご自由に発言いただきたい。

(委員からの発言・質問等なし。)

【議長】

ございませんので、第1の案件は終わります。

案件 2 今後のスケジュールについて

事務局より資料2に沿って説明。

【議長】

今後の会議のスケジュールについて、およその月日と、その時々協議事項について事務局より説明があったが、この件についてよろしいか。

(委員からの発言・質問等なし。)

【議長】

それではただ今、事務局よりご説明のあった日程・内容で審議を行っていくという事で進めます。

案件 3 弘前市子ども・子育て支援事業計画の主な実施状況について

事務局より資料3に沿って説明。

【議長】

ただ今の事務局からの説明を受けて、委員の皆さんの忌憚の無いご意見・ご質問・ご感想をお聞かせいただきたい。

【委員】

現状全体に対する市の施策はあろうが、現状で入所できない方々がいて、そういった方に対し、更に相談を受け助言していくことが「利用者支援事業」の必要性なのかなと思う。

【委員】

緩和策として5年間だけでも入所枠を多めにみることに、並行して新しい施設を設置していったらどうか。現在の超過した方が入所できる方向で制度運用していった方がよいのではないかなと思う。

【事務局】

市でも相談しやすく情報提供する窓口を担っていきたいと思うが、それに当たっては受け入れ先を確保できるかも大きい。委員のお話にあった超過枠についてもご協力いただいている事業者もあるので、現状で待機児童がいる現実を、今後も委員の皆さんや保育事業者の方にも話を聞きながら、受入方法や相談しやすい場所についても考えていきたい。

【委員】

現在、子育て支援課では利用者と事業者の窓口が一緒になっている。新制度が始まって事業者としても様々なやり取りの必要性がある。そのような状況で利用者としても快く相談できることが理想なので、窓口が一緒の状態を整理することを考えて欲しい。また、窓口での説明が、「詳細は園に直接聞いてください。」という対応になっているならコーディネーターがいることによって、より詳細な情報をお伝えできるのかなと思う。この機能の必要性は高いと思う。

【委員】

利用定員は面積により決まっているが、保育園から認定こども園になることによって、利用定員が増えるかどうかお聞きしたい。

【事務局】

3歳以上が対象の1号の教育標準期間が4時間、2号の標準時間が11時間であるため、その間で移行が増えるかどうかは家庭の事情による。いずれにしても3歳未満の待機児童の解消にはつながらないと思う。

【委員】

幼稚園で2号・3号の受け入れが増えれば、待機児童が解消されるのは大きいと思う。

今ある保育所が建物を建てない限りは子どもを受け入れないところはある。

空いている園はあるが親がそこに行く意思が無い場合もある。昔は役所が入所の割り振りをして、市内でバランスがとれていたが、規制緩和により保育所を選べるようになってから、待機児童の問題が始まった。

部屋の面積を広げない限り解決は難しい。または仕事を始める人は一時保育で預かるか、定員より多く入所するしか、待機児童の問題は解消が難しいと思う。

【委員】

私自身が県外から転入してきた経験からだが、預け先が決まらなければ働きに出られない。園でも定員が不足し解消が難しいというお話でしたので、預けたい側からすれば必ずしも園でなくても、ベビーシッターの方のような方が家に来てくれれば助かる。一時預かり先の情報を得るだけでも時間が必要で、ちょっとした調べる時間のために簡単にベビーシッターがいてくれれば活動できる。

例えば、4月から入園できるという待ち期間もベビーシッターで対応できる。そういうことができればありがたい。

【委員】

園の空き状況は、市の子育て支援課に行かなければわからないのか。

園の空き状況がネットで確認できれば、負担が減ると思う。そういったことは可能か。

【事務局】

毎月の申請締め切りは15日で、それから申請者の就業状況や一人親世帯か等の世帯状況に応じて点数を付けて、優先して入れなくてはいけない世帯を決めている。

しかし決まった後も、園側で保育士が雇用できた等の理由により、何人か急に入園できる時もあるので、今後は研究していければと思う。

	<p>【委員】 幼稚園でも審査基準があるのか？</p> <p>【事務局】 1号については施設の方で内定した方から入園となる。点数については保育を必要とする2号・3号の方について市が付けている。</p> <p>【委員】 市では申請者に対し支給認定証を送付し、年に1回は就労証明書の提出を受けるとともに家族状況の把握に努めているとの事だが、申請者の状況は申請後が変わる。年に1回といわず、もっと細やかに状況把握すれば整理され、状況は多少緩和されると思う。</p> <p>【事務局】 コーディネーターの力が足りないという委員の皆さんからの意見がありましたので、考えていかなければいけない。やれることからやっていきたいと思う。また、委員の皆さんに意見を出してもらうための用紙を配布しますので、意見を出していただければと思う。</p> <p>案件4 利用定員について 事務局より資料4に沿って説明。</p> <p>【議長】 事業者から施設類型移行の希望がでてきており利用定員の変更を伴うとのことですが、これに対しご意見・ご質問を伺う。 (委員からの発言・質問等なし。)</p> <p>【議長】 それでは、この利用定員変更の提案については「意見なし」とします。</p> <p><委員了承></p>
その他必要事項	会議は公開